

平成 29 年度事業計画書

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日迄)

1 はじめに

国民の健康維持増進を目的に、わが国におけるサウナ及びスパ営業者の資質の向上、サウナ及びスパに関する正しい知識の普及、営業施設の衛生水準の向上を図る等、健全なサウナ及びスパ事業の育成に努め、もって環境衛生の向上に寄与することを目的に、下記事業について都道府県サウナ・スパ協会と連携協力し公益目的事業を実施します。

2 (公益目的事業 1) 啓発普及事業

ア 調査研究事業

(1) フィンランドに本部を置く国際サウナ協会との情報交流をはじめ、東アジアスパ連盟が主催する会議の開催による諸外国サウナ・スパ機構との国際交流並びにわが国に於けるサウナ・スパ関連の研究発表を行う。

・国際サウナ協会 (ISA) 60 周年並びにフィンランドサウナ協会 (FSA) 80 周年記念式典参加と最新サウナ施設の視察調査を行う。(11 月:フィンランド)

・第 12 回東アジアスパ会議への日本代表団を派遣する。(時期未定:開催国:中国)

(2) サウナ及びスパ施設の前年対比データの収集と分析を行い国民のニーズにあった施設のシステム作りに役立てる。

(3) ロウリュ実施のサウナストーブによるセラミック製サウナストーンのマテリアル、耐熱性能について、1 年間にわたる実験の分析と材質の調査研究を行う。

イ 機関紙頒布事業

唯一の業界紙である機関紙 (SAUNA・SPA 新聞) の定期発行 (年 6 回奇数月) を行いサウナ及びスパの最新情報、各会議やイベント告知並びに報告事項を掲載する。

ウ インターネットによる情報提供事業

(1) ウェブサイト利用者が見やすいホームページ及びスマートホンサイトの制作及び提供に努める。

(2) サウナ・スパ愛好者への公式フェイスブックによる情報配信に努める。

エ メディア対応事業

各マスコミからの問い合わせに対して、サウナ・スパの効果や研究・調査に関する情報開示を積極的に実施しマスメディアの取材を通じて広く国民に正しく理解してもらうための活動を行う。

オ その他

(1) 啓発普及

- ・3月7日サウナの日イベントとして、加盟店で「満37歳+お連れ様ご招待キャンペーン」を実施
ポスターや記念タオル等の製作、配布を行う。
- ・サウナ・スパ関連展示会への後援「スパジャパン展示会（9月）、総合ユニコム展示会（11月）、国際ホテルレストランショー展示会（翌2月）」とともに会員に周知、推奨する。
- ・サウナの普及活動としてテントサウナやサウナグッズ、研修制度などを出展する。
- ・フィンランドヴィレッジ（長野県小海町）で開催される「日本サウナ祭り」並びに「小海フィンランド夏至祭」に対しサウナ普及の為の後援を行う。
- ・サウナの原点であるスモークサウナの解説本「オールドスモークサウナ（中山眞喜男著）及びエストニアスモークサウナDVD（日本語字幕入）の紹介告知を行う。

(2) 社会貢献

- ・3月7日を「サウナの日」と位置づけ、サウナの普及啓発並びに日本赤十字社の協力を得て全国献血推進キャンペーンを実施する。なお、会員店舗による募金活動（日赤募金、但し今後震災発生時等には震災支援に回すこととする「一般寄付金扱い」）を実施する。

3（公益目的事業2）基準策定研修事業

ア 基準策定事業

- (1) 協会の自主管理基準である「サウナ・スパ営業施設における衛生確保に関する自主管理基準」並びに「サウナ設備設置基準」の周知徹底を図る。
- (2) レジオネラ属菌、新型インフルエンザ及びノロウイルスなど感染症の対策を図り、周知徹底する。
- (3) ㈱日本政策金融公庫融資制度「サウナ営業設備資金貸付（2億円以内）」の周知を図る。
- (4) 健康日本21推進全国連絡協議会の活動に賛同し、会員施設においての受動喫煙防止対策について取り組む。

イ 優良店認定事業

自主管理基準「サウナ・スパ営業施設における衛生確保に関する自主管理基準」並びに「サウナ設備設置基準」を満たし、サウナ・スパ管理士の配置を満たした施設からの申請に基づき優良店認定を行う。

ウ 養成研修・資格登録事業

- (1) サウナ及びスパ施設において、サウナ利用者がサウナ浴のもつ保健的機能を応用した健康維持増進の

ために、サウナ浴を安全で衛生的に実施できるよう指導するとともに、効果的な入浴前、入浴後の運動の方法を指導する第25回. 厚生労働省後援サウナ・スパ健康士養成研修講座を公募、開講する。また、登録者の更新を行うと共に、健康士並びに新規受講希望者等を対象に研修会を実施する。

(2) サウナの身体への影響、サウナ及びスパ施設の管理技術、サウナ快適環境、さらにサウナ及びスパの経営知識等を学び、サウナ利用を専門的に指導できる者を養成する第22回. 厚生労働省後援サウナ・スパ管理士養成研修講座を公募、開講する。また、登録更新のための研修会を実施する。

(3) 基礎的なお風呂やサウナの入り方及び体を温めてのボディケアの効果、並びにサウナ・スパ施設内での応急処置について、厚生労働省後援サウナ・スパ健康アドバイザー養成研修講座を実施する。

(4) 各大学及び研究機関等との連携による従業員教育のための教材の開発及び紹介を行う。

エ 研修事業

(1) 第12回東アジアスパ会議（開催国:中国）への参加者を募集し現地温浴施設の視察研修を行う。

(2) 地域における勉強会・セミナーに広く参加を呼びかけると共に講師の紹介など、その活動の奨励及び支援を行う。

(3) 会員相互の連帯感と従業員の資質の向上を目的とした視察研修のための社員研修用共通入浴券を配布し有効活用を図る。

(4) サウナ及びスパ普及啓発のためのセミナーを開催する。

オ 顕彰事業

社員総会において、永年にわたり協会の発展とサウナ・スパの普及振興に著しく貢献し、国民の健康増進に寄与した個人及び団体に対し顕彰する。

カ 相談事業

会員のみならず非会員及び行政機関、設計施工業者等からの相談に対応する。なお、相談は電話でおこなう。

4 会員拡充

サウナ及びスパの普及により国民の健康維持増進を図り、公益活動を社会的に確固たるものとするため、組織の根幹である会員の加盟促進に取り組むとともに、基盤の整備拡充を図る。

5 その他

会計処理については公認会計士事務所の指導を得て、健全財政の確立と公益法人会計業務の適正化に努める